

令和8年度健康商品ブランド力魅力アップ推進事業補助金の御質問に対する回答

令和8年5月12日

No	質問内容	回答
1	<p>・商品の原材料となる機能性素材の作物の栽培管理や原料処理の人件費は補助対象となるか。</p>	<p>本補助金における人件費は、「補助対象事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費」を対象としております。このため、通常の栽培管理業務については、本事業のためだけに実施している作業との切り分けが困難であることから、基本的には補助対象外となります。</p> <p>一方で、本事業における試作等で使用する分に限った収穫作業や、原料処理作業に係る時間については、補助対象となり得ます。ただし、補助対象とするためには、収穫・処理した原料が、すべて本事業における試作・商品開発等に使用されるものであることが条件となりますので、ご留意ください。</p>
2	<p>・親会社が上場企業である場合でも、申請は可能か。</p>	<p>本補助金は、「県内企業等」を対象としており、「沖縄県内に本店又は主たる製品開発拠点を有する企業、または沖縄県内に本店又は主たる製品開発拠点を有する企業が1社以上参加している共同企業体」と定めております。</p> <p>公募要項上、企業規模や上場企業の子会社であること等による制限は設けておりませんので、申請可能です。</p>